

議案第 26 号

三朝町介護保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在する場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(普通徴収に係る納期) 第 3 条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>6 月 15 日から同月末日まで</u> 第 2 期 <u>7 月 1 日から同月末日まで</u> 第 3 期 <u>8 月 1 日から同月末日まで</u> 第 4 期 <u>9 月 1 日から同月末日まで</u> 第 5 期 <u>10 月 1 日から同月末日まで</u> 第 6 期 <u>11 月 1 日から同月末日まで</u> 第 7 期 <u>12 月 1 日から同月末日まで</u> 第 8 期 <u>翌年 1 月 1 日から同月末日まで</u> 第 9 期 <u>翌年 2 月 1 日から同月末日まで</u>	(普通徴収に係る納期) 第 3 条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>6 月 1 日から同月 30 日まで</u> 第 2 期 <u>7 月 1 日から同月 31 日まで</u> 第 3 期 <u>8 月 1 日から同月 31 日まで</u> 第 4 期 <u>9 月 1 日から同月 30 日まで</u> 第 5 期 <u>10 月 1 日から同月 31 日まで</u> 第 6 期 <u>11 月 1 日から同月 30 日まで</u> 第 7 期 <u>12 月 1 日から同月 25 日まで</u> 第 8 期 <u>1 月 1 日から同月 31 日まで</u> 第 9 期 <u>2 月 1 日から同月 28 日まで</u>

<p>第10期 <u>翌年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときの端数金額又は当該分割金額が100円未満であるときのその全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p>	<p>第10期 <u>3月1日から同月31日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p>
--	---

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の保険料から適用する。